

ぬまづまちピカ応援隊制度手引書

この手引書は、道路・公園及び緑地等の沼津市が管理する公共施設において、市民が自発的に行う環境美化活動（ぬまづまちピカ応援隊）を支援するための手引書です。

1 活動内容

- (1) ごみ拾い等の清掃活動
- (2) 植栽、花壇の手入れ及び除草
- (3) その他、市長が認めた活動

2 活動期間

活動する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで

3 対象団体

次のいずれにも該当する団体を支援します。

- (1) 年2回以上の活動を実施する団体
- (2) 構成員が3名以上の団体
- (3) 本市に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者が主な構成員となっている団体
- (4) 代表者が20歳以上の者である団体
- (5) 沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団に該当しない団体
- (6) その他、市長が公共の利益に反するおそれがないと認めた団体

4 支援内容

- (1) ごみの回収
- (2) 活動に対する保険への加入
- (3) 活動に対して必要と認められる物品等の支給
- (4) その他、市長が必要と認める支援

5 参加申込と合意締結

- (1) ぬまづまちピカ応援隊制度参加申込書（第1号様式）に活動計画書（第2号様式）を添えて、担当課に提出。
- (2) 活動内容が適切であると認めるときは、ぬまづまちピカ応援隊制度実施合意書（第3号様式）により、合意を締結します。
- (3) 合意書の内容を変更する必要があるときは、速やかに活動変更届出書（第4号様式）を、担当課に提出しなければならない。
- (4) 合意書は、取り交わした日の属する年度の末まで有効とする。ただし、次項に規定する合意の解消が無い場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

6 合意の解消

活動団体は、前項の規定により締結した合意の解消を希望する場合には、活動辞退届（第5号様式）を担当課に提出しなければならない。

また、以下のいずれかに該当するときは、合意を解消することができるものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) 活動内容が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 活動団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (4) 活動団体が活動報告書（第6号様式）を提出しないとき。
- (5) 活動が1年間確認されないとき。
- (6) その他、市長が必要と認めたとき。

7 活動計画

活動団体は、活動を行う10日前までに、各施設所管課と他団体の活動及び市のイベント等との兼ね合いや、ごみの処理方法等について協議しなければならない。

（担当課との協議により必要であれば、活動届出書・物品支給申請書を提出する。）

8 活動報告

活動団体は、事業年度ごとの活動実績について、当該事業年度の活動終了後速やかに、活動報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

9 活動団体の責務

- (1) 活動団体は、参加者に事故やけがの無いよう安全に十分配慮しなければならない。
- (2) 活動団体は、活動中に事故等が発生した場合には、事故発生報告書（第7号様式）により速やかに報告しなければならない。
- (3) 活動団体は、安全対策について市長からの助言及び指導に従うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

11 窓口及び問い合わせ先

内 容	担 当 課	電 話
制度について	地域自治課	934-4807
保安林など	農林農地課	934-4750
漁港施設・海岸など	水産海浜課	934-4753
公園	緑地公園課	934-4795
道路・駅前など	道路管理課	934-4788
河川	河川課	934-4786